

日本歯科医学会専門分科会承認基準

1. 日本歯科医学会（以下「学会」という。）規程第 24 条第 2 項に基づき、この基準を定める。

（資格承認基準）

2. 学会の専門分科会は、次の諸点が十分に整備された専門学会でなければならない。

- (1) 歯科医学の発展に寄与する独自の研究分野、複数の領域にまたがる複合的な研究分野および社会的要請の強い研究分野などを含む、代表的な専門学会であること。
- (2) 広く全国組織の会員構成（500名以上）を持ち、明確な会員名簿を有すること。
なお、歯科医師の会員は日本歯科医師会会員であることが望ましい。
- (3) 歯科医師もしくは歯科医学研究者が会員構成の主体となっていること。
- (4) 議決機関と執行機関が分離されており、役員の選出が会則の上で規定されている等、組織が明確であること。
- (5) 毎年 1 回以上学術大会を開催し、その専門領域の研究発表が行われていること。
- (6) 雑誌（機関誌）を年 1 回以上、定期的に刊行していること。また、機関誌は次の要件を満たしていること。なお、本項で規定する雑誌（機関誌）の取り扱いは別に定める。
 - ① 原著論文等が、原則として年 20 編以上掲載されていること。
 - ② 編集のための委員会が会則に規定されており、かつ明確な投稿規定を有すること。また、原則として査読体制があること。
- (7) 運営が主として会員の会費で行われていること。また、その経理が明らかであること。
- (8) 歯科医学研究の向上発展を図るための活動が、原則として 5 年以上行われていること。

（加入申請ならびに公示の時期、方法）

3. 専門分科会への加入申請は次のとおりとする。

- (1) 加入申請の時期
専門分科会への加入申請は 2 年ごととする。
- (2) 公示の時期
学会役員任期の初年度の 8 月 1 日に公示する。
- (3) 公示の方法
公示は、専門分科会加入申請に関わる事項を学会公示板に掲示する。
- (4) 受付の期間
公示の日から同年 9 月 30 日までとする。
- (5) 必要書類
加入申請する専門学会（以下「申請学会」という。）は、所定の加入申請書および関係書類を提出する。

(加入申請学会の審査)

4. 学会会長は、申請学会から加入申請を受けたときは、学会常任理事会の議を経て専門分科会資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）に加入の可否を諮問する。
5. 資格審査委員会は、学会規程およびこの基準に規定する条件に照らすとともに、当該申請学会に特に関連深い専門分科会の意見を聴取する等必要な情報を収集して審議を行い、原則として加入申請の行われた年の翌年3月末日までにその可否を学会会長宛答申する。

(加入の可否)

6. 学会会長は、資格審査委員会から加入を否とする答申を受理したときは、学会理事会の議を経て当該申請学会にその旨通知する。
7. 学会会長は、加入を可とする答申を受理したときは、学会理事会の議を経て当該申請学会の加入に関わる議案を加入申請の行われた年の翌々年2月に開催する評議員会に提出する。
8. 評議員会は、当該申請学会の加入の可否について、学会規程第16条第3項の規定により、議決する。

(加入の時期)

9. 評議員会において加入を承認された申請学会の学会専門分科会への加入は、評議員会の議決の年の4月1日とする。

(専門分科会の資格喪失)

10. 専門分科会の資格条件に欠格が生じた場合の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 学会会長は、専門分科会が学会規程およびこの基準に規定する条件を満たさなくなったときは、資格審査委員会に諮問の上、学会理事会の議を経て、当該専門分科会に条件整備を勧告するものとする。
 - (2) 学会会長は、勧告を行った日から3年を経て当該専門分科会の条件整備が行われていなかった場合には、資格審査委員会に諮問の上、学会理事会の議を経て、評議員会において学会規程第16条第3項により、当該専門分科会の資格を取り消すことができる。
11. この基準の改廃は、学会理事会の議を経て、評議員会の議決を要する。

附 則

1. この基準は平成2年4月1日から施行する。
2. 日本歯科医学会専門分科会加入審査基準（昭和49年4月1日制定）は平成2年3月31日をもって廃止する。
3. この基準施行以前に承認されている学会専門分科会は、この基準により承認されたものとみなす。

附 則

1. この基準は平成9年8月1日から施行する。
2. 日本歯科医学会専門分科会資格ガイドライン（平成2年4月1日施行）は平成9年7月31日をもって廃止する。
3. この基準施行以前に承認されている学会専門分科会は、この基準により承認されたものとみなす。

附 則

この基準は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する第106条第1項に定める公益法人の登記の日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。